

憲法解釈変更による集団的自衛権容認の閣議決定に抗議する意見書

7月1日、内閣は、「憲法の解釈を変更することで、限定的な集団的自衛権の行使は認められる」と閣議決定した。戦後、歴代内閣は一貫して、「憲法9条のどんな解釈をもってしても、集団的自衛権は禁止されている」という立場を貫いてきた。すなわち、集団的自衛権の行使には、解釈ではなく、国民参加の慎重な議論を重ねた上での憲法改正が必要である、という考え方である。

今回の閣議決定は、一内閣が、憲法の条文を変えずに、解釈によって「今までできなかったことをできるようにしてしまう」ということであり、事実上の解釈改憲である。もし、「周辺事態の変化」を理由に、憲法解釈の便宜的な変更が許されるなら、最高法規としての憲法の法的安定性が損なわれることになり、国家権力を制限し、国民の人権を守る、立憲主義そのものが形骸化することになる。

国会における議論は衆参両院で各1日ずつ行われただけで、十分な議論のないまま閉会となった。新聞各紙の世論調査で、8割を超える国民が、「議論が尽くされていない」「よく理解できていない」と回答し、多くの国民が不安を抱いていることが示された。国のあり方を大きく変えることになるこの重大な問題に対し、さまざまな疑問の声が上がる中で、慎重かつ丁寧な議論が尽くされなければならないのは、民主主義国家として当然のことである。今回の一連の手順は、国民不在の拙速な決定と言わざるを得ない。また、正当な民主主義の手続が無視されたという点で、国際社会からの信用をも失いかねない。

地方自治のかなめである平和な社会と民主主義は、憲法を最高法規とする立憲主義を土台に守られている。その存在を危うくする今回の閣議決定に対し、多くの市民から「将来、戦争へ巻き込まれる危険は本当はないのか」という不安の声が上がっている。これらの声を受けとめ、正当な手続のもとで国民参加の十分な議論が尽くされることを求め、調布市議会として抗議し、

反対の意を表明するものである。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

調布市議会議長 林 明 裕

提出先

内閣総理大臣 法務大臣 衆議院議長 参議院議長